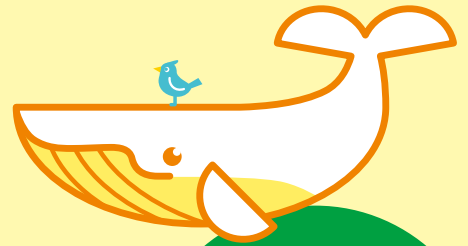


いつも、あなたのそばに。  
always by your side



# Legal Support Press

創刊号

Press

Vol.1

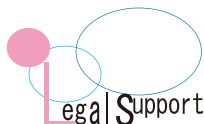
2012.7 発行

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

創刊号

特集

## 「市民後見人」を考える



公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

No. \_\_\_\_\_

Date \_\_\_\_\_

Legal Support 創刊号特集

## 「市民後見人」を考える

最近「市民後見人」という言葉が定着してきたようです。最高裁判所が公表した「成年後見関係事件の概況－平成23年1月～12月－」にも、成年後見人等と本人との関係を表すグラフに「市民後見人」の項目が追加されています。昨年度厚生労働省が「市民後見推進事業」を開始し、さらにこの4月1日の老人福祉法改正によって、市町村に「後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずる」努力義務が課せられたことから、市民後見人に関する動きが全国的に広まりそうです。

しかし、「市民後見人」と一口に言ってもその形は様々で、未だ定義が定まっているとは言えないのが実情です。そこで、市民後見人に対する期待が高まろうとする今こそ、そのあり方について考えてみたいと思います。

### 「市民後見人」という文化

当初、市民後見人は、超高齢社会における成年後見制度の利用増加と、親族以外のいわゆる第三者後見人の割合上昇により、近く不足するであろう成年後見人等の供給源として注目されていました。そうした期待に変わりはありませんが、昨今の「無縁社会」において地域での相互見守りの重要性が再認識される中、地域住民による地域住民のための権利擁護活動という観点からもその意義が語られるようになっていきます。

市民後見人活動は、自らの暮らす地域を誰かが暮らしやすい優しい地域にしようとする共助の精神に基づく活動と位置付けることができます。そしてその活動は、判断能力が十分でない人の代理人になるという大きな責任が伴うものです。善意だけではなく覚悟を必要

とする崇高な活動なのです。そうした活動が地域に新風を吹き込み社会から尊敬を受けるようになれば、「市民後見人」は一つの文化にもなり得るのではないのでしょうか。

### 自律性と自負心の尊重

法律行為に不慣れで後見業務に関連する専門性を持たない市民後見人には、業務遂行にあたってサポートが必要ですが、そのサポートが後見活動を画一的にしまったり、創意工夫の余地を失くしてしまったりしては、市民の「善意と覚悟」「共助の精神」を十分に生かすことはできないと思われま

す。市民後見人活動はその自律性を尊重することが重要ではないでしょうか。従ってサポートの形態は、市民後見人を管理したり監督したりするのではなく、横に寄り添うあ

るいは後ろから見守るといふ形、すなわち市民後見人は個人として成年後見人に選任され、そして成年後見監督人は選任されずサポート体制が常に近くにある、というのが理想的であると考えます。自律的であつてこそ責任が伴い、成年後見人としての自負心が生まれ、社会の信頼と尊敬を勝ち得ていくと考えます。

### 信頼される活動のために

一方で、市民後見人として活動するためには家庭裁判所に選任されるしなければならず、そのためには、家庭裁判所から信頼されるサポート体制を築けるかが鍵となるはずで

す。これまで第三者後見人として経験を積んできた司法書士らが関与して具体的助言を行うことは、執務の過ちを防ぎ適正な後見活動を確保するために不可欠である

と考えます。また、そうしたサポートによって市民後見人自身も安心して活動に取り組むことができるでしょう。

サポート体制には、困った時の駆け込み寺としての機能だけでなく、市民後見人がまだ気づいていない課題を明らかにして適切な対処に導く機能もあります。そうした意味で、定期的に助言の機会を設けることはとても有意義です。そしてこのような体制を実現するには、十分な知識と経験を持った人材の確保そして予算の手当てが必要となり、今後の大きな課題の一つです。

### 報酬について

「市民後見人」を議論する際に意見が分かれるのが、報酬を受けるかどうかという点です。厚生労働省ウェブサイト「市民後見関連情

報」の「平成23年度市民後見推進事

業実施市区町および各市区町の事業概要」によれば、大阪府や神戸市などは「報酬の申立を行わない」「無報酬」としていますが、他方横浜市は「報酬付与の申立は妨げない」と明記しています。大半の自治体については、未だ実際の活動は開始していないためか報酬についての記述はありません。また、ここまでは市民後見人は法定後見事実を受任するという前提で述べてきましたが、現実にはNPO法人が任意後見契約を受任し報酬を得て法人運営を行うという形態も市民後見人と呼ばれることがあり、報酬の実態は様々なのです。今後、市民後見人が社会に定着するためには、この点でも整理が求められるでしょう。専門性を持たない市民であったとしてもその後見活動が評価に値することは言うまでもないことですが、営利を目的とするとなれば、共助の精神による社会貢献活動である市民後見人の姿とはズレが生じてしま

うように思われます。

東京都品川区や大阪市のように市民後見人の実践例を積み重ねている自治体もありますが、ほとんどの地域ではこれからのように入り組むか検討に入るところと思われれます。初めに議論を尽くすべきは、「どうすれば市民後見人事業を行えるか」ではなく「どのような市民後見人事業を構築すべきか」であると考えます。「市民後見人」がこの社会に根付くには「始めが肝心」です。現在リーガルサポートでは、全国50支部そして会員がどのように市民後見人養成・支援事業に取り組むべきかを検討中であり、そこにおいてリーガルサポートの考える「市民後見人」の定義も表すことになっていきます。良識ある市民の力で誰もが暮らしやすい優しい地域を作ろうとする各地での活動が実を結ぶよう、リーガルサポートも協力を惜しみません。(か)



# 報告

## 「市民後見人のありかたと公的支援制度」シンポジウム

平成24年2月19日(日)司法書士会館において「市民後見人のありかたと公的支援制度」これからの地域社会のために」をテーマに、リーガルサポートと日本司法書士会連合会(日司連)の共催によるシンポジウムを開催致しました。当日は、開場時刻前から多くの方が来場し、開会時刻にはほぼ満席となる総勢190

名の参加となり、市民後見人に対する関心の高さを伺わせました。シンポジウムは、中央大学法学部教授 新井誠氏による基調講演、当法人の相談役司法書士芳賀裕氏による基調報告の後、パネルディスカッションの冒頭には厚生労働省による国の取り組みについての説明があり、いずれも大変内容

の濃いものでした。特に、後半のパネルディスカッションでは「持続可能な市民後見人の養成・供給・活動体制をいかに実現するのか」をテーマに、厚生労働省の田中一裕氏、東京家庭裁判所判事の篠原淳一氏、筑波大学法科大学院教授の上山泰氏、町田市役所(社会福祉士)の高木粧知子氏、司法書士梶田美穂氏らによる現場の声を交えた自由闊達な意見交換がなされ、来場者の方々も真剣に耳を傾けておられました。超高齢社会となりつつある現在、福祉制度、医療制度とともに、成年後見制度の充実が必要不可欠となっています。そうしたなかで今後、制度の重要な担い手となる市民後見人について広く議論し、社会全体としてどのような活動を支えていくのかを考える非常に有意義な機会となりました。(つ)

**市民公開シンポジウム**

要予約  
入場無料  
定員200名

**市民後見人のありかたと公的支援制度** ~これからの地域社会のために~

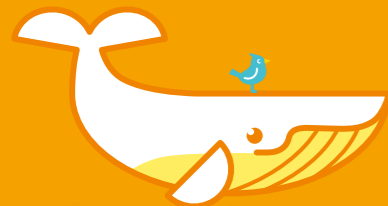
平成24年2月19日(日)  
12:30開場・13:00開会

日司連ホール(司法書士会館 1F)  
東京都新宿区本町9番地3  
〒160-0003

お申し込み方法  
電話 03-3359-0541  
FAX 03-5363-5065  
Eメール info@risen.jp

当日の予定  
12:30 開場  
13:00 開会  
13:15 基調報告 芳賀裕氏  
13:30 パネルディスカッション  
14:00 閉会

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート  
日本司法書士会連合会  
03-3359-0541



第1回

Q&Aコーナー

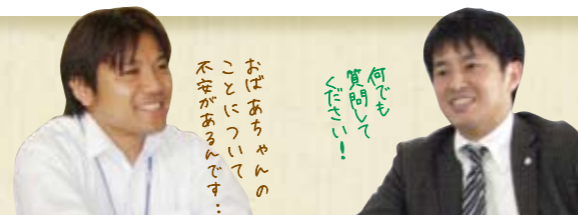
# 司法書士が解決します!!

## ここが知りたい! 成年後見制度

### 相談内容

- 1 成年後見制度を申し立てるタイミングって?
- 2 「後見」「保佐」「補助」どの制度を利用すればいいの?

- T 「先生、ちょっと悩んでるんですけど聞いてもらえますか?」
- I 「え?なんですか?」
- T 「70歳の一人暮らしのおばあちゃんなんですが、最近、通帳や現金をどこに置いたのかすぐに忘れてしまうんですね。どうやら判断能力が衰えてきたみたいなんです。この件で毎日私に電話をかけてくるんですよ〜(泣)。まだ成年後見制度を利用するほどじゃないと思っているんですけど、後見の申立てどのタイミングとするものなんですかね?」
- I 「通帳を無くしてしまうのは心配ですね。通帳再発行の手続きなんかは1人でできないでしょ?そろそろ成年後見の申立てを考えた方がいいんじゃないですか?」
- T 「でも、まだ申立にはまだ早い気もするし…。成年後見の申立てには基準とかあるんですか?」
- I 「特に決まりはないけど、誰かが手伝わなければ財産を管理できないようだったら制度の利用を考えるべきだと思いますよ。」
- T 「そうですか。じゃこの方も成年後見制度を利用していいんですね。でも、成年後見制度って「後見」「保佐」「補助」の3種類がありますよね。この方の場合にはどの類型が当てはまるんでしょうか?」
- I 「まずは、医師に診断書を書いてもらってみるのが



**相談者**  
柏市社会福祉協議会  
竹之内 誠さん  
(以下:T)

**回答者**  
リーガルサポート広報委員  
司法書士  
石川 亮さん(以下:I)

いいと思います。診断書っていつでも成年後見申立用の診断書がありますからそれを利用して下さい。この診断書に「後見相当」、「保佐相当」、「補助相当」のうちどの能力に該当するかという記入欄があるんですよ。」

- T 「医師の判断って絶対なんですか?」
- I 「そんなことはないですよ。成年後見は本人に不足している部分を補う制度だから、本人にとって必要だと思う類型を申立人が判断して申立てればいいんです。ただ、医師の作成した診断書が後見類型を判断する際の重要な要素になるのは間違いありません。」
- T 「本人の判断能力と申立ての類型が間違ってしまったらどうしましょう?」
- I 「大丈夫ですよ。裁判所が申立人や本人ときちんと面談をして、申立ての類型が適切か否かを判断してくれます。まずは必要書類をきちんと揃えて裁判

所に申立てをしてみてください。」

- T 「類型を考えると注意することは他にもありますか?」
- I 「そうですね、後見を利用すると、選挙権、被選挙権がなくなります。また印鑑証明書の発行もできなくなってしまいます。後見か保佐を利用すると、会社の役員になれなかったり、教員や医師、司法書士などの一定の資格を要する職業に就けなくなったりしますから、ご本人にはそういった説明もしておきたいですよ。」
- T 「そうなんですか〜(感心)。今の状態ならまだ本人

申立ても可能かもしれません。おばあちゃんにきちんと話をしてみますね。先生、今日はありがとうございました。」



### 用語解説

#### 補助・保佐・後見とは?

##### 【補助の対象者の例】

補助の対象者は「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者」(民法第15条1項)です。具体的には、重要な財産行為は自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧があるので、本人の利益のためには誰かの支援を受けた方がよい、という程度です。

##### 【保佐の対象者の例】

保佐の対象者は「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者」(民法第11条)です。具体的には、日常の買物程度は単独でできるが、不動産や自動車の売買、自宅の増改築、金銭の貸し借り等の重要な財産行為は自分でできない、という程度です。

##### 【後見の対象者の例】

後見の対象者は「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」(民法第7条)です。具体的には日常的に必要な買物も自分でできず、誰かに代わってやってもらう必要がある、という程度です。

#### 申立に必要な提出書類と申立費用

##### ★本人に関する書類

- ・戸籍謄本
- ・住民票
- ・後見登記されていないことの証明書
- ・診断書及び診断書付票
- ・本人の財産に関する書類  
(不動産登記事項証明書、通帳や年金証書の写しなど)
- ・本人の支出に関する書類  
(施設や病院の領収書、納税通知書など)

##### ★後見人等候補者に関する書類

- ・住民票

##### ★費用

- ・申立手数料 1件800円の収入印紙
  - ・登記手数料 2,600円の収入印紙
  - ・通信費 約3,200円の切手
- ※必要書類と費用については各家庭裁判所で異なることがあります。必ず申立裁判所でご確認ください。

# 日本成年後見法学会 障害者権利条約と成年後見

5月26日開催

報告

日本成年後見法学会(以下、「後見法学会」という)の第9回学術大会・総会が、平成24年5月26日(土)東京都千代田区の明治大学駿河台キャンパスで開催された。

今回は「障害者権利条約と成年後見」が統一テーマである。午前10時から下記基調報告があった。

## 基調報告①「障害者権利条約と横浜宣言」

新井誠氏(中央大学教授)からは、「前門の虎、後門の狼」という言葉を用いて障害者権利条約の視点から見た日本の成年後見制度がおかれている現状を説明し、日本は補助類型一本にすべきであるとの考えが表明された。

## 基調報告②「障害者権利条約」

長瀬修氏(立命館大学生存学研究センター特別招聘教授)は、代替的意思決定を支援付き意思決定に転換する必要性が強調された。

## 基調報告③「障害者権利条約と成年後見」

田山輝明氏(早稲田大学教授)は、保佐制度を中心とした制度に再編されるべきと表明された。



昼食休憩を挿入しての総会では、後見法学会を、本年度中に一般社団法人として設立することをめざしたい旨の議案が可決承認された。

午後1時30分からは、コーディネーター赤沼康弘弁護士による、統一テーマ「障害者権利条約と成年後見」について、下記パネリストによるディスカッションが開始された。

石渡和実氏(東洋英和女学院大学教授)は、色々な支援シ

ステムを地域の中に作り、まとめて行くことの必要性を強調された。

岩井英典氏(当法人常任理事・司法書士)は、リーガルサポートが行った取り消し権に関するアンケート調査結果を用いた報告を行った。

川島聡氏(東京大学先端科学技術研究センター・客員研究員)は、障害者権利条約の解説、批准手続きの詳細と、日本としての批准の可能性を説明された。

柴田洋弥氏(社会福祉法人嬉泉主幹、NPO法人東京都発達障害支援協会政策提言顧問)は、成年後見制度利用促進法の制定の重要性を示された。

途中の指定討論では、竹中勲氏(同志社大学)が、成年後見制度を利用すると選挙権がはく奪される現行の公職選挙法規定は、合理的とは言い難いものであるとして、2つの課題を提出された。

高橋弘氏(後見法学会常任理事・司法書士)と松井秀樹氏(当法人理事長・司法書士)は、成年後見日独シンポジウム(平成24年5月3日・4日ドイツにて開催)に参加した報告として、日本とドイツの成年後見制度の違いを説明された。

細川端子氏(全日本育英会中央相談室長・社会福祉士)は、成年後見制度の問題点の指摘、育英会の現状と成年後見制度への期待を報告された。

最後に、パネリストの岩井氏から、リスベット イエンセン(デンマーク知的障害者当事者協会会長)が紹介したアルベール・カミュの言葉が披露された。

「わたしの まえを 歩かないで  
わたしは ついて いかない  
わたしの うしろを 歩かないで  
わたしは まえを いかない  
よこにならんで 歩いてほしい  
友だち として」

……会場からは、自然と拍手が湧き上がった。成年後見制度と障害者権利条約との関係は、重要な課題であり、今後も検討を続ける必要がある。

それが理解できた貴重な一日であった。(む)



## 人間の尊厳は不可侵である ドイツ視察を終えて

のと思われま。

次にドイツでは後見を開始するためには、我が国のように法律で決められた一定範囲の申立人が裁判所に申立てをしないと



後見を開始することができない「申立主義」として促すことができ、裁判官の職権によって後見を開始できる「職権主義」を採用しています。このことも制度の利用の増加に繋がったよう

です。ドイツの裁判官と我々とのやりとりの中で、ドイツでこれほどまでにこの制度の活用が増えた要因の一つとして、医療関係者からの申し出がかなりあったと聞きました。これはドイツの後見人には医療同意権を付与することができるため、その必要性から後見人が付けられたといえます。

またドイツの制度においては後見人が付けられても、被後見人本人の行為能力を制限することをほぼ全廃しています。さらに判断能力は大丈夫でも重度の身体障害がある方は、本人が同意すればこの制度を利用することができます。

理事長 松井秀樹

この他にも日本と比較して格段に裁判所の数や裁判官・職員の数が増えている等の理由もこの制度の普及に寄与していると思われま。そして最後にもう一つ付け加えるならば、これは私の推測に過ぎませんが、ドイツ人はこの制度を自らの「権利」の一つとして認識しているのではないかと考えた次第です。なぜならば「ドイツ憲法第1条」には次のように規定されており、その精神をドイツ世話法がまさに体现していると思われまからす。

「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、かつ保護することは、すべての国家権力の義務である。」



写真左から二人目が松井理事長

このたび「リーガルサポートプレス」を刊行することになりました。皆様の日々の業務にこのプレスが少しでもお役に立つことができれば幸いです。ところで、5月1日から6日までドイツに成年後見の視察に行つて参りましたので、ここでその報告をしたいと思います。

ドイツは世界でもっとも成年後見制度が活用されている国と言われています。ドイツは1993年に「世話法」を施行しましたが、法定後見制度の活用は現在まで約130万件あり、任意後見制度の活用は約125万件あると言われています。

我が国において法定後見・任意後見合計して現在まで20数万件であることと比較すると、その活用の多さがお分かりいただけると思いま

ではなぜこれほどまでにドイツでは成年後見制度の利用が進んだのかというところの原因は複数あると思われま。まずこの制度の充実のために多額の予算が投入されたことです。ド

イツ司法省関係だけでもこの制度のために年間約600億円の予算が投入されたこと聞きま

す。この資金の多くが資産のない方の後見人(日本語では「世話人」といいます)になった際

の後見報酬として使われていると聞きます。こ

れによつて後見人の受け皿が充実していったも

# コラム 成年被後見人に選挙権を!

～選挙権回復を求める署名活動にご協力を～

現行の成年後見制度においては、後見人が就任すると公職選挙法第11条第1項の規定により成年後見制度の利用者本人(成年被後見人)の選挙権が喪失します。

この規定は、現行の成年後見制度施行当時から憲法上疑義があるとして学者や実務家からも問題視され、当法人も「成年後見制度改善に向けての提言」(2005年10月1日)において、ノーマライゼーションの観点から再検討されるべきであるとの提言を行っております。選挙権は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹をなすものであり、とりわけ障害者にとっては自分の意見を表明して国政に参画する手段として重要な権利であるといえるからです。また、家庭裁判所の審判においても、利用者本人の財産管理能力について審査されはしても選挙能力について審査されることはありませんし、後見等の申立に添付される診断書で

も財産管理能力の有無についてしか触れられていないのが実情です。

このような状況にある中、昨年、東京をはじめ、さいたま、京都、札幌と相次いでこの公職選挙法第11条の違憲訴訟が提起されました。

そこで、当法人としては、成年後見制度利用者本人の権利を保護し支援する観点から、上記訴訟の意義に賛同するとともに、成年被後見人の選挙権回復を求める署名活動を展開することにいたしました。

あなたの署名が、権利の救いを求めた制度によって別の権利(選挙権)が奪われるという、この悲しくてやりきれない現実を救うための一助になるものと確信しております。



ホームページから署名用紙が簡単にダウンロードできます!

リーガルサポートのホームページから、成年後見人の選挙権回復を求める、署名用紙がダウンロードできます! 署名済みの用紙の原本をリーガルサポート本部宛にご郵送いただければ、当法人より総務省へ持参致します。



【当法人ホームページアドレス】  
<http://www.legal-support.or.jp/>

リーガルサポート

検索

▲リーガルサポートホームページ トップページ

当法人ホームページに音声読み上げ機能を追加!!

ココをクリック!

視力の弱い方、目の疲れやすい方、音声で内容確認したい方にも、当法人ホームページを快適にご利用いただけるよう、平成24年6月より音声読み上げ機能を追加いたしました。

ホームページ画面上の『音声読み上げ』ボタンをクリックしてください。自動的に読み上げを開始します。

読み上げ速度を変更する機能などがあります。ご活用ください。

# 私たち公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートを紹介しします

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(以下、「リーガルサポート」)は、司法書士を正会員とし設立された法人です。設立から12年余、私たちリーガルサポートは“成年後見の分野におけるトップランナー”を自負してまいりました。平成23年4月1日より成年後見制度普及活動としての「公益活動」を一層充実させるため、「公益社団法人」としてあらたにスタートいたしました。現在、約6,000名の会員が、全国各都道府県50ヶ所の支部を中心に、高齢者・障害者等の権利を護る活動を展開しております。

## 成年後見制度を安心してご利用いただくための取り組み

リーガルサポートでは、成年後見制度を安心してご利用いただくため次のような取り組みをしています。

- 1 会員に対し業務報告書の提出を義務付けています。全国50支部を中心として、会員への指導や研修を行い、学識経験者等を中心メンバーとする業務審査委員会からの意見を反映、会員の資質を高めるよう努めています。
- 2 後見人候補者名簿を備えています。後見人としての倫理や法律・医療・福祉等幅広い後見に関する知識・技能を身につけるための研修システムにより、一定の研修を履修した会員のみがこの名簿に登録されます。リーガルサポートへご依頼があれば、利用される方のお住まいの地域の支部に備えられた「後見人候補者名簿」から、会員のご紹介をいたします。またこの名簿は、家庭裁判所に提出されており、名簿の中から選任された後見人等が全国各地で活躍しています。
- 3 業務の適正を確保するため、司法書士以外の方にも理事に就任いただき、多方面の方々の意見をもとに、組織運営を行っています。

## 公益活動の紹介

リーガルサポートでは、成年後見制度普及活動として、次のような公益活動を行っています。

- 1 成年後見制度や申立手続き等の相談
- 2 「親族後見人養成講座」「講習会及び説明会」「シンポジウム」の開催並びに講師等の派遣
- 3 地域包括支援センター等行政や福祉・医療等の関係機関と協力しながら虐待防止等「高齢者・障害者等の権利擁護」のための支援活動
- 4 小冊子及び書籍の発刊・編修等
- 5 成年後見制度の改善研究・提言活動
- 6 「市民後見人」養成支援活動等「成年後見の社会化」推進活動

## 出版物の紹介

リーガルサポートからのお勧め図書です。成年後見人の実務に直結した内容になっています。



詳しい情報は当法人HPをご覧ください。

<http://www.legal-support.or.jp/>

# 東日本大震災

# 被災者・避難者支援

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートでは  
**フリーダイヤル**による**無料電話相談**を行っています。

- ① 下記フリーダイヤルにお電話ください。
- ② 電話がつながりましたら、ご連絡先(電話番号)をお知らせください。
- ③ 当法人に所属する司法書士から、折り返しお電話を差し上げてご相談をおうかがいたします。

## ☎0120-350-610

**受付** ●月～金曜日(除く祝日) ●13:00～16:00



### 編集後記

「白い恋人」というお菓子を ご存じでしょうか。北海道で生まれた日本有数の銘菓ですが、最近これとは似て非なるお菓子が大阪で生まれました。「面白い恋人」という名のお菓子です。果たして両者は全く別の名称なのか、あるいは類似名称なのか、白い恋人側の悩みは訴訟にまで発展しているようです。

12年前に設立した私たちリーガルサポートも、現在同様な悩みを抱えています。リーガルサポートという名称と似て非なる団体が全国各地で設立されているからです。これも、我が国で最も多くの後見人(親族を除く)を供給している公益法人としての

宿命なのかも知れません。もし、似た名称の団体と遭遇したときは、それが公益社団法人かどうかを是非とも確認してください。

私たちリーガルサポートは、設立以来一貫して、会員の品位保持と質の向上を図ることを何よりも重要視して来ました。徹底した研修を行い、一定の研修単位を有する会員しか家庭裁判所に推薦しない方針を貫いています。ただ、成年後見制度利用者とのコミュニケーションを図るためには、時には面白い話を交えて楽しい会話ができる心得も必要でしょう。私もこれから利用者に会う予定があるので、最近見かけた全身真っ白な犬のお話でもしてみようかな。きっと「尾もしろい?」でしょうから・・・(い)

### 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索! /

リーガルサポート ○○支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078 **HP**
- 函館支部 0138-27-0726
- 旭川支部 0166-51-9058
- 釧路支部 0154-41-8332
- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205
- 東京支部 03-3353-8191 **HP**
- 神奈川支部 045-640-4345
- 埼玉支部 048-845-8551 **HP**
- 千葉県支部 043-243-3555
- 茨城支部 029-302-3166 **HP**
- とちぎ支部 028-632-9420
- 群馬支部 027-224-7773 **HP**
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 **HP**
- ながの支部 026-232-7492 **HP**
- 新潟支部 025-228-1727
- 愛知支部 052-683-6696 **HP**
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜支部 058-259-7118
- 福井支部 0767-30-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山支部 076-431-9332
- おおさか支部 06-4790-5643 **HP**
- 京都支部 075-255-2578 **HP**
- 兵庫支部 078-341-8686
- 奈良支部 0742-22-6707 **HP**
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568
- 広島支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 **HP**
- 岡山支部 086-226-0470 **HP**
- 鳥取支部 0857-24-7013
- しまね支部 0852-24-2005
- 香川県支部 087-821-5701
- 徳島支部 088-622-1865 **HP**
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065
- 福岡支部 092-738-1666 **HP**
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4777
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 **HP**
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 宮城県支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526

本部(東京) 03-3359-0541

リーガルサポートのホームページに  
音声読み上げ機能が追加されました!

編集・発行

## 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館4階  
<http://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

